

公立大学法人大分県立看護科学大学職員の身分取扱いに関する規程

平成18年 4月 1日
規程第 26号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第10条第2項（同項において準用する第22条第4項に限る。）、第13条第3項、第17条第2項、第22条第4項及び第43条第2項並びに公立大学法人大分県立看護科学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第24条の規定に基づき、職員の降任、休職、退職、解雇及び懲戒並びに病気休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

(降任、休職、退職及び解雇の手続等)

- 第2条 職員の意に反して、就業規則第10条第2項において準用する同規則第22条第1項第2号による降任、同規則第13条第1項第1号による休職、同規則第17条第1項第4号による退職及び同規則第22条第1項第2号による解雇をするには、理事長が指定する医師2名以上の診断をあらかじめ受けさせなければならない。
- 2 職員の意に反して、前条に掲げる降任、休職、退職及び解雇をするには、客観的事実に基づいて行わなければならない。
- 3 前項の降任、休職、退職及び解雇をするには、その旨を記載した処分書及び処分事由説明書（就業規則第8条第1項に規定する試用期間中の者を除く。）を当該職員に交付（公示送達を含む。）して行わなければならない。
- 4 前項の処分事由説明書には、不服申立てができる旨記載しなければならない。

(病気休暇の通算等)

- 第3条 就業規則第16条の規定により復職を命じられた日から6か月以内（復帰日から6か月後の月の応当日の前日までとする。ただし、6か月後の月に応当日がない場合は、その月の末日までとする。）に、同一の病因により再度休職する場合は、前の休職の期間を通算する。
- 2 前項の規定は、勤務時間規程第19条第1項に基づく病気休暇を取得する場合に準用する。

(懲戒の手続き等)

第4条 第2条（第1項を除く。）の規定は、懲戒を行う場合に準用する。

(職員の身分取扱いに関する審査会)

- 第5条 第2条（第1項を除く。）、第3条及び第4条の実施については、職員の身分取扱いに関する審査会（以下「審査会」という。）の審議を経なければならない。
- 2 審査会に関して必要な事項は別に定める。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。